

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県中間市長

## 公表日

令和8年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法及び行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学・就職準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項、第77条の2又は第78条第1項から第4項まで、第78条の2の徴収金の徴収に関する事務 ⑨医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ア生活保護システムから医療保険者等向けサーバー等への特定個人情報の連携 イ医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ウ医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号等の取得等 ※イ～エは、社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。
③システムの名称	生活保護システム(標準準拠対応版)、中間サーバー、団体統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条、別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表における情報提供の根拠) 番号法第19条第1号、第8号及び別表の第23の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項  (別表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部 総務課 総務法制係 住所: 中間市中間一丁目1番1号 電話番号: 093-246-6232
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	保健福祉部 生活支援課 住所: 中間市中間一丁目1番1号 電話番号: 093-246-6247
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理、アクセス権限の発効・失効の管理、アクセス権限の管理を行うようにしており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年12月4日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2 事務の概要	①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学準備金に関する事務 ⑦生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項、第77条の2又は第78条第1項から第4、第78条の2の徴収金の徴収に関する事務	①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学準備金に関する事務 ⑦生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項、第77条の2又は第78条第1項から第4項まで、第78条の2の徴収金の徴収に関する事務 ⑨医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ア生活保護システムから医療保険者等向けサーバー等への特定個人情報の連携 イ医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ウ医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号等の取得等 ※イ～エは、社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。	事前	
令和5年12月4日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、団体統合宛名システム、レフト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月4日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、53、55条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の第26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	事前	
令和5年12月4日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年12月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和6年4月30日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学準備金に関する事務	⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学・就職準備給付金に関する事務	事後	法改正に伴う修正
令和6年6月30日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の15の項及び番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・番号法第9条、別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う修正
令和6年6月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	(別表における情報提供の根拠) 番号法第19条第1号、第8号及び別表の第23の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項 (別表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事後	法改正に伴う修正
令和6年6月30日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 文書法制係 住所：中間市中間一丁目1番1号 電話番号：093-246-6232	総務部 総務課 総務法制係 住所：中間市中間一丁目1番1号 電話番号：093-246-6232	事後	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年10月31日				事後	様式改定による項目追加
令和7年10月10日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体統合宛名システム、レフト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、生活保護システム(標準準拠対応版)、中間サーバー、団体統合宛名システム、レフト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	生活保護システム(標準準拠対応版)への移行に伴う修正
令和7年10月10日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月10日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和8年2月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、生活保護システム(標準準拠対応版)、中間サーバー、団体統合宛名システム、レフト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム(標準準拠対応版)、中間サーバー、団体統合宛名システム、レフト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	生活保護システム(標準準拠対応版)への移行に伴う修正